

札幌市障がい者協働事業運営費補助要綱

平成 18 年（2006 年）7 月 27 日

保健福祉局理事決裁

（令和 5 年（2023 年）3 月 27 日改正）

（目的）

第 1 条 この要綱は、障がいのある者もない者も対等な立場でともに働ける新しい職場形態の構築を進め、地域社会に根ざした障がいのある者の就労の促進並びに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる「障がい者協働事業」（以下「協働事業」という。）の運営経費に対する補助について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって札幌市と民間事業者の協働により、障がいのある者のより一層の社会参加及び自立・充実した地域生活の促進を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第 2 条 市長は、次条以下の補助条件に該当し、かつ補助することが必要と認められる協働事業の運営者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助要件の一般原則）

第 3 条 この要綱において、補助の対象とする協働事業は、以下の要件をすべて満たすものでなければならない。なお、当該法人は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

- （1） 法人が行う事業であること。
- （2） 収益性・継続性のある事業であること。
- （3） 事業の拠点が札幌市内であること。
- （4） 事業の従業者について、通常的一般企業等に就労することが困難な障がいのある従業者（以下、「障がいのある従業者」という。）が事業の全従業者の 5 割以上かつ 5 人以上であること。

なお、前年度から継続して補助を受けている場合に限り、当該年度の事業開始時の障がいのある従業者数が一時的に 5 人未満の場合であっても、障がいのある従業者が事業の全従業者の 5 割以上かつ 4 人以上であれば例外的に補助対象と認めるが、その翌年度の事業開始時においても引き続き障がいのある従業者数が 5 人未満の場合、以降は補助対象としない。

- （5） 事業の従業者について、障がいの有無に関わらず、法人内の他事業の従業者と明確に区分されていること。

- (6) 事業の管理責任者を配置すること。
- (7) 事業内容及び事業を行う場所は、障がいの種類や程度に十分な配慮がなされていること。
- (8) 補助事業の経理について、法人内の他事業と区分されていること。
- (9) 同一法人で本補助金の交付を受けられる事業は2事業までであること。
- (10) その他、本要綱に定められた要件を満たすこと。

(補助金の算出)

第4条 運営費補助金は、別表第1欄に定める基準により算出した金額と、別表第2欄に定める補助対象経費の実支出額と、当該事業の総収入額から補助金以外の収入を控除した金額を比較して、いずれか低い方の額を交付する。

ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 運営費補助金の交付を受けようとする事業を行う法人の代表者は、障がい者協働事業運営費補助金交付申請書(様式1)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助の必要を認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式2)を申請者に送付するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後すみやかに、障がい者協働事業運営費補助実績報告書(様式3)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは、補助金を確定し、交付決定者に対し補助金確定通知書(様式4)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、前条の補助金額確定後に請求により支出する。ただし、市長が必要と認めたときは、第6条の補助金交付決定通知後に概算額を交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が交付した額を超えるときは、市長は、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還さ

せなければならない。

(障がいのある従業者)

第 10 条 障がいのある従業者は原則として、札幌市内に居住し、一般企業等に就労することが困難である以下の者とする。

- (1) 身体障害者手帳所持者
- (2) 療育手帳所持者
- (3) 精神保健福祉手帳所持者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 54 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 36 条第 1 項第 3 号に定める自立支援医療（精神通院医療に限る）受給者
- (5) 障害者総合支援法第 4 条第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の診断を受けている者

2 前項に定める者以外の者については、市長に別途協議することとする。

3 障がいのある従業者は、原則として協働事業に従事するために、公共職業安定所等のあっせんにより、新規に雇用される者であること。

4 障がいのある従業者について、全員と原則として 1 週間 30 時間以上勤務する雇用契約を結んでいること。また、原則として全員に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を適用することとし、これを満たさない者は別表の障がいのある従業者には含まれないこととする。

5 事業実施中に障がいのある従業者に欠員が生じた場合は、速やかに公共職業安定所等のあっせんにより、障がい者を新規雇用すること。

6 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下、「障害者雇用促進法規則」という。）第 20 条の 2 に規定する障害者介助等助成金及び国や他の団体等からの同種の助成による援助の対象となっている者は、別表の障がいのある従業者数には含まれないこととする。

7 障がいのある従業者について、原則として、雇用開始後 3 年間は職場への定着支援を行い、3 年経過後はフルタイム勤務（法人内の他事業所を含む）への見直しを考慮すること。

(事業管理者)

第 11 条 第 3 条第 6 号に定める事業管理者には、障がい者福祉に熱意を有するほか、事業の経営能力及び実績を有する者を充てることに努めること。

(その他の従業者)

第 12 条 障がい者従業者以外の従業者は、障がいのある従業者とともに働きながら、障がいのある従業者の介助、相談、技術指導及び作業の支援を行わなければならない。

- 2 第1項に定める従業者は、常勤換算方法で、障がい者従業者5人に1人以上かつ、当該事業に専従の者を1人以上配置しなければならない。なお、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第79条に定める障害者職業生活相談員を選任する義務があることに留意すること。
- 3 第1項に定める従業者について、全員と原則として、1週間30時間以上勤務する雇用契約を結ぶこと。また、原則として、全員に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を適用すること。
- 4 前項に定める雇用契約を締結する従業者以外に、短期間及び短時間の雇用契約を結ぶ者を当該事業に従事させることができる。なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用等労働関係法令を遵守すること。
- 5 障害者雇用促進法規則第20条の2の3第1項第2号に規定する第二号職場適応援助者助成金を受給している事業主については、当該職場適応援助者の人件費を補助対象経費に含めることはできないものとする。

（賃金の支払）

第13条 第10条第4項に定める雇用契約を締結した従業者に対して、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金の適用除外申請を行い、最低賃金を下回る賃金となる場合は、別表1の障がいのある従業者数には含まれないこととする。

（建物及び設備の基準）

第14条 事業を行う場所及び設備は、第3条第7号の要件のほか、日照、採光、換気等、障がい者従業者の保健衛生及び安全に十分に配慮されたものとし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令の規定を遵守しなければならない。

（事業計画の変更）

第15条 申請者は、補助金の交付申請をした後に事業計画を著しく変更しようとするときは、関係書類を提出し市長の承認を得なければならない。

（届出義務）

第16条 補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、速やかに、市長に届出なければならない。

- （1） 運営する者が代わったとき。
- （2） 主な設備に破損等の変動があったとき。
- （3） 運営内容に変更を生じたとき。

（補助の取消等）

第17条 市長は、第8条に規定する申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した補助金の返還を命ずる

ことができる。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

(事業の廃止)

第 18 条 事業を廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 事業の廃止の日前一月以内に雇用していた障がいのある従事者であつて、当該事業の廃止の日以後においても引き続き就労を希望する者に対し、就労が継続できるよう他の事業所や支援者との連絡調整その他必要な便宜の提供を行わなければならない。

(帳簿等の整備)

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、次の関係書類を備え、事業完了後 5 年間保存しなければならない。

- (1) 従業者名簿
- (2) 従業者出勤簿（タイムカード等でも可）
- (3) 業務日誌
- (4) 経理関係帳票及びその証拠書類
- (5) 設備備品台帳
- (6) 賃金台帳
- (7) その他必要となる帳簿

(調査等)

第 20 条 市長は、必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(障がい関係法令の遵守)

第 21 条 当該事業の運営法人は、障害者雇用促進法に定める雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止並びに障がい者と障がい者でない人の均等な待遇の確保及び障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置（障がい者への合理的配慮）を行う等、障害者雇用促進法を遵守すること。

2 当該事業の運営法人は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という）における「使用者」の区分に該当するため、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し障がい者虐待の早期発見に努めなければならない等、障害者虐待防止法を遵守すること。

3 当該事業の運営法人は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年

法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という)における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されているため、障害者差別解消法を遵守すること。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行する。

第 2 条 当分の間、第 10 条第 4 項の適用について、精神障がい者であって、1 週間に 20 時間以上勤務する雇用契約を締結する者については、別表の障がいのある従事者数に含めることができるものとする。

第 3 条 令和元年 12 月 17 日以前から継続して本補助の交付を受けている法人が特例子会社を新たに設立する場合、当該法人は本補助の対象外とする。

2 令和元年12月17日以降、新規で本補助の交付を認められる法人が特例子会社をすでに設立している、又は新たに設立する場合、当該法人は本補助の対象外とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

第1欄（補助基準額）

	基準額（単位：円）	算定条件
補助基本額 （年額）	6,860,000	障がい者従業者 5名の場合（短時間0.5×2人）
	7,760,000	障がい者従業者 6名の場合（短時間0.5×2人）
	8,680,000	障がい者従業者 7名の場合（短時間0.5×2人）
	9,600,000	障がい者従業者 8名の場合（短時間0.5×2人）
	10,510,000	障がい者従業者 9名の場合（短時間0.5×2人）
家賃(地代)加算	家賃(地代)年額×1/2（上限480,000）	当該年度4月1日現在の賃貸契約書記載額による。 （平成18年度は10月1日現在） 当該事業を行うことを目的に賃貸した場合に限る。
施設設備費補助加算	1,000,000	事業開始初年度のみ

注1 年度途中から事業を開始する場合の補助基本額は、基準額を12月で除し、当該事業実施月数を乗じることとする。また、月途中の事業開始について、前年度に補助金交付を受けていない場合（新規）は日単位の事業実施日切捨て、前年度から継続して補助金交付を受けている場合は日単位の事業実施日切上げとする。また、千円未満切捨てとする。

注2 障がい者従業者数の算定は、当該年度の事業開始時の障がい者従業者数と当該年度の障がい者従業者雇用計画人数を比較し、いずれか少ない方の人数（小数点以下切捨て）とする。ただし、前年度から継続して補助の交付を受けている場合で、当該年度の事業開始時の障がい者従業者数が4名の場合は、900,000円を減じる。

注3 補助金確定の際の障がい者従業者数の算定に当たっては、以下①と②を比較し、①の方が低い場合は、③の算式により従業者数を算定し、②の方が低い場合は、注2による障がい者従業者数を算定する。

なお、算定の結果、5名より少ない場合は、1名につき900,000円を基準額から減じることとする。

ただし、第3条の補助要件を満たしているにもかかわらず雇用形態がシフト制などにより①～③の方法で算定した際に、適正な補助金額が算定されない場合は①を①'、②を②'、③を③'に置き換えて算定する。

① 全障がい者従業者の雇用期間日数（実績）の合計

② 注2による障がい者従業者数 × 事業実施期間の日数 × 0.85（小数点未満切捨て）

③ 全障がい者従業者の雇用期間日数（実績）の合計 ÷ 事業実施期間の日数
（小数点以下四捨五入）

①' 全障がい者従業者の雇用期間時間数（実績）の合計

②' 注2による障がい者従業者数 × 事業実施期間の基準時間数（週30時間×52週） × 0.85（小数点未満切捨て）

③' 全障がい者従業者の雇用期間時間数（実績）の合計 ÷ 事業実施期間の基準時間数（週30時間×52週）
（小数点以下四捨五入）

注4 注2ただし書の減額を行った場合について、当該年度事業開始後、新たな障がい者従業者を雇用した場合は、補助金の確定の際に、以下の算式により算定し、①の方が高い場合は900,000円を増やす。

① 全障がい者従業者の雇用期間日数（実績）の合計

② 5名 × 事業実施期間の日数 × 0.85（小数点未満切捨て）

注5 附則第2条の適用により、短時間勤務者を障がい者従業者に算定する場合は、0.5人としてカウントし、括弧内の人数を上限として算定できるものとする。

なお、その際の注3について、①及び③の雇用期間日数（実績）を算出する際に、当該短時間勤務者は0.5を乗じて算出する。（日数の端数は切上げ）

注6 施設設備費補助加算は、事業開始初年度に行った本事業開始に際して必要な施設改修及び備品等購入に要した経費を上限とする。なお、本事業を開始しない場合においても必要である既存施設の更新費用、備品等の購入に要した経費は含まないものとする。

第2欄（補助対象経費）

当該事業の運営に要する費用で、以下に掲げるものとする。

従業者給料	従業者に対する給与（障がい者従業者の給与は含まない）
従業者手当	従業者に対する各種手当（賞与等含む）（障がい者従業者の手当等は含まない）
報酬	役員等に対する報酬
共済費	社会保険料・労働保険料の事業主負担分、退職金共済掛金等
福利厚生費	従業者の健康診断その他職員の福利厚生のための費用
報償費	ボランティアに対する謝金等
旅費交通費	電車代、バス代、出張旅費等
通信運搬費	電話代、はがき代等
研修費	従業者に対する研修にかかる経費
消耗品費	事務に必要な用品等の購入費（会議にかかる費用や図書購入費含む）
器具什器費	事務に必要な器具（パソコン、書棚等）にかかる費用
修繕費	建物等の修繕費
印刷製本費	事務に必要な書類やパンフレット等の印刷費
水道光熱費	電気、水道、ガス料金
燃料費	灯油、ガソリン等（ガソリンは車両費でもかまわない）
賃借料	借受けにかかる経費
地代家賃	事業用土地建物賃借料
手数料	銀行振込手数料（各勘定科目に加えてもかまわない）等
保険料	火災保険、損害賠償責任保険等保険料 等
公租公課	印紙税、土地建物固定資産税等（消費税、法人市民税は含まれない）
車両費	事業に使用する車両の車検費用、車両の修繕費、ガソリン代
業務委託費	業務委託に要する費用
負担金	町内会費、関連団体の会費等